## 箱根町活力あるまちづくり支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、将来にわたって地域に活力を与え、魅力あふれる まちづくりを推進するため、自主的、主体的な地域コミュニティ活動 を実施しようとする団体の取組に対し、予算の範囲内において補助金 を交付することについて、箱根町補助金等交付規則(平成16年箱根町 規則第8号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的と する。

(補助対象団体)

- 第2条 補助の対象となる団体は、箱根町に居住する者が主体となって 構成されている2名以上の団体とし、責任を持って継続した事業を実 施する意思のある団体とする。ただし、次に掲げる団体を除く。
  - (1) 政治、信仰又は思想を目的とする団体
  - (2) 営利を目的とする団体
  - (3) 活動及び設立の趣旨並びに活動の内容から、交付の対象として不適当と認められる団体
  - (4) 箱根町暴力団排除条例(平成23年箱根町条例第12号)第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員に同条第4号に規定する暴力団員等が含まれる団体

(補助対象事業)

- 第3条 補助対象事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。
  - (1) 箱根町総合計画の重点施策分野に寄与する事業
  - (2) 地域課題の解決や住民ニーズの実現が図られる事業
  - (3) 町民が受益者となり得る公益的事業
  - (4) 町民活動団体の特性を発揮し、先駆的な取り組みである事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は対象としない。
  - (1) 国、地方公共団体等の補助金等の対象となる事業
  - (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
  - (3) 公序良俗に反する事業
  - (4) 実質的に完了した事業
  - (5) 申請者又は団体の構成員のみの活動にとどまる事業
  - (6) 専ら特定の団体又は個人の利益を追求するための事業
  - (7) 備品の購入にとどまると判断される事業
  - (8) 町外で実施する事業

- (9) 施設整備その他の建設事業
- (10) 単一の地域のみを対象とする事業
- (11) その他町長が不適当と認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、別表に掲げるものであって、申請 年度内に支払われたものとする。

(補助対象期間)

第5条 団体に対する補助対象期間は、当該団体が最初に補助金の交付 を受けた年度から起算して3年目の年度までの間とする。

(公募方法)

- 第6条 補助金の交付を希望する団体を公募しようとする場合において は、町ホームページ、広報等に掲載することにより行うものとする。
- 2 前項の規定により公募する場合においては、十分な周知期間を設け るものとする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付の申請をしようとする団体は、活力あるまちづく り支援申請書(別記様式)を町長に提出しなければならない。 (補助金交付事業の審査)
- 第8条 町長は前条の規定による申請があったときは、書類審査、現地 調査等の審査を行い、事業を実施する団体の補助金交付の適否及び補 助額を決定する。

(補助額及び補助の件数)

- 第9条 初年度の補助額は、補助対象事業費に補助率3分の2を乗じて 得た額以内とし、その限度額は20万円とする。
- 2 翌年度の補助額は、補助対象事業費に補助率2分の1を乗じて得た 額以内とし、その限度額は10万円とする。
- 3 翌々年度の補助額は、補助対象事業費に補助率3分の1を乗じて得た額以内とし、その限度額は5万円とする。
- 4 補助の件数は、予算の範囲内とする。

(活動内容の報告)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた団体に対して、最後に補助金の交付を受けた年度の翌年度及び翌々年度の活動報告書の提出を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

## (施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月21日から施行する。 (箱根町活力あるまちづくり支援事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 箱根町活力あるまちづくり支援事業補助金交付要綱(平成30年7月 1日施行)は、廃止する。

## (経過措置)

3 この要綱の施行の日前に前項の規定による廃止前の箱根町活力ある まちづくり支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により補助金 の交付を受けた団体は、第9条第1項の規定により補助金の交付を受 けた団体とみなして、この要綱の規定を適用する。

## 別表 (第4条関係)

項目	経費の種類
報償費	研修の講師等謝礼、調査及び研究に係る報償等
	(ただし、団体構成員に対する人件費及び謝礼
	は除く。)
燃料費	石油等燃料代(ただし、事業の実施に直接必要
	とされない経常的な経費を除く。)
旅費	交通費等
消耗品費	事務用消耗品代等
印刷製本費	ポスター、チラシ等の印刷費等
役務費	郵送料、通信費、イベント保険料等
委託料	イベント会場設営委託料、会場警備委託料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械・機器の賃借料等
原材料費	材料費等
その他経費	その他町長が認める経費